○国土交通省告示第二百八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年二月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

天神沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

群馬県藤岡市上日野

字細谷戸　七二五番　一号から三号まで

六七八番　四号

甲七二七番　五号から九号まで

○国土交通省告示第二百九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年二月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

堀谷戸沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

群馬県高崎市倉渕町三ノ倉

字浅久保　三六六七番　一号

三六六八番　二号

三六七二番一　三号及び四号

三六九六番二　五号

三六九二番　六号

三六八二番二　七号

三六七一番　八号

三六六四番　九号

甲三六六九番　十三号

五六七番地先道路敷　十四号

字暖井

五六三番二　十一号

五六二番一　十二号

○国土交通省告示第二百十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年二月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大木平沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

群馬県沼田市岩本町

字巻　四五九番六　一号

四五八番一　二号及び三号

四五三番　四号

字平石　四四九番　五号及び八号

四四五番　六号

乙四四八番　七号

四六三番一　九号及び十号

四六三番八　十一号

○国土交通省告示第二百十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年二月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

少部原谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（明治四十五年内務省告示第三十二号で指定した土地の区域を除く。）

三重県いなべ市藤原町大貝戸

字小畑貝戸　二六一二番　一号及び七号

一〇九一番二　二号

一〇八七番　三号

字西少部原　二三〇一番六　四号

二三〇一番三　五号

三重県いなべ市藤原町坂本

字松原　三一番　六号

○国土交通省告示第二百十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年二月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

紅葉谷川（ロ）

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長崎県長崎市淵町

四〇七番一　七号から十二号まで及び十四号から二十号まで

六八六番　一号及び二十一号から二十四号まで

七五三番　二号

七五四番　三号及び四号

七五六番　五号及び十三号

七五七番　六号

○国土交通省告示第二百十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年二月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

東牧場川

○国土交通省告示第二百十五号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成三十年二月七日次のとおり原動機付自転車をその型式について認定した。

平成三十年二月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
I－1868	ヤマハ　2B　オートバイ　H－AY01	ホンダ　A　F74E	0.049	本田技研工業株式会社　東京都港区南青山2丁目1番1号	

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

宮崎県小林市細野

字石坂之下　五一五七番二六　一号及び十号

地先道路敷　五一五七番二六　二号から四号まで及び九号

五一五七番二七　五号から八号まで

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

北小崎谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成八年建設省告示第千三百三十号で指定した同号十八に掲げる土地の区域を除く。）

宮崎県宮崎市高岡町浦之名

字小崎　四七五六番一〇　一号

四七四三番七　二号

四七四三番一　三号及び四号

四七三九番一　五号

地先道路敷

○国土交通省告示第二百十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次に掲げる土地の指定を解除する。

平成三十年二月二十三日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

餌釣川

二　砂防法第二条の土地の表示

昭和四十二年建設省告示第三千九百二十六号で指定した土地の区域